

前 金	部 分 払
有	—

令 和 7 年 度

水 整 水 施 第 1 － 2 号

垂水山配水池ほか3配水池耐震二次診断業務委託設計書

委 託 仕 様 は 特 記 以 外 は 三 重 県 業 務 委 託 共 通 仕 様 書
及 び 監 督 員 の 指 示 に よ る 。

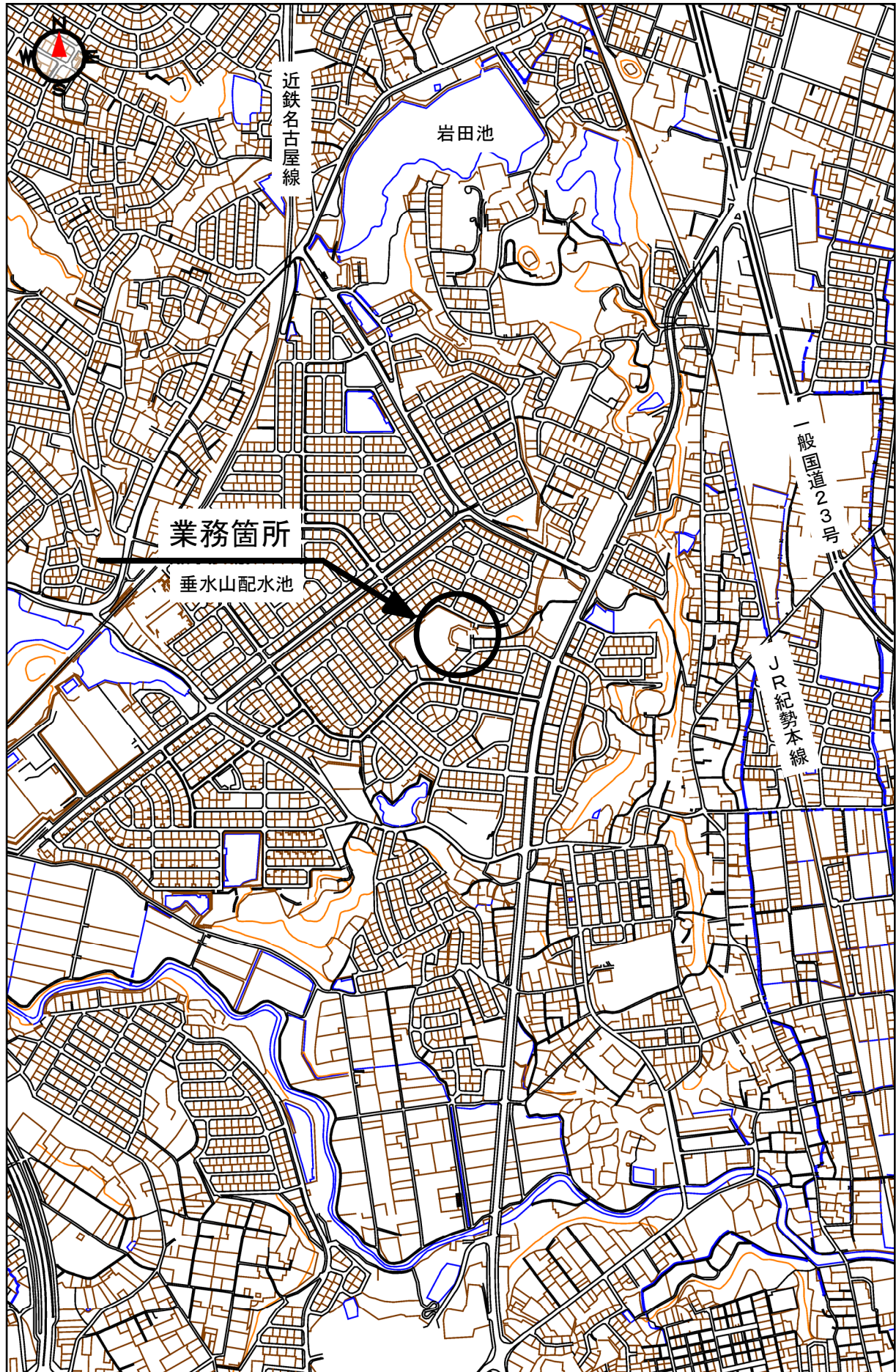
津市上下水道事業局

水 道 整 備 課

令和7年度	水整水施 第1－2号	業 務 委 託 設 計 書	
委託場所	津市 南が丘三丁目ほか3町 地内	次 長	
		課 長	
委 託 名	垂水山配水池ほか3配水池耐震二次診断業務委託	検 算 者	
		調整担当主幹	
設 計 額	(うち消費税等相当額 ￥)	担当副主幹	
		設 計 者	
履行期限	契約締結日から起算して321日間		
支出科目	款	資本的支出	
	項	建設改良費	
	目	配水及び給水施設費	
業 務 委 託 の 大 要			
1 耐震二次診断業務 1 式			

位置図

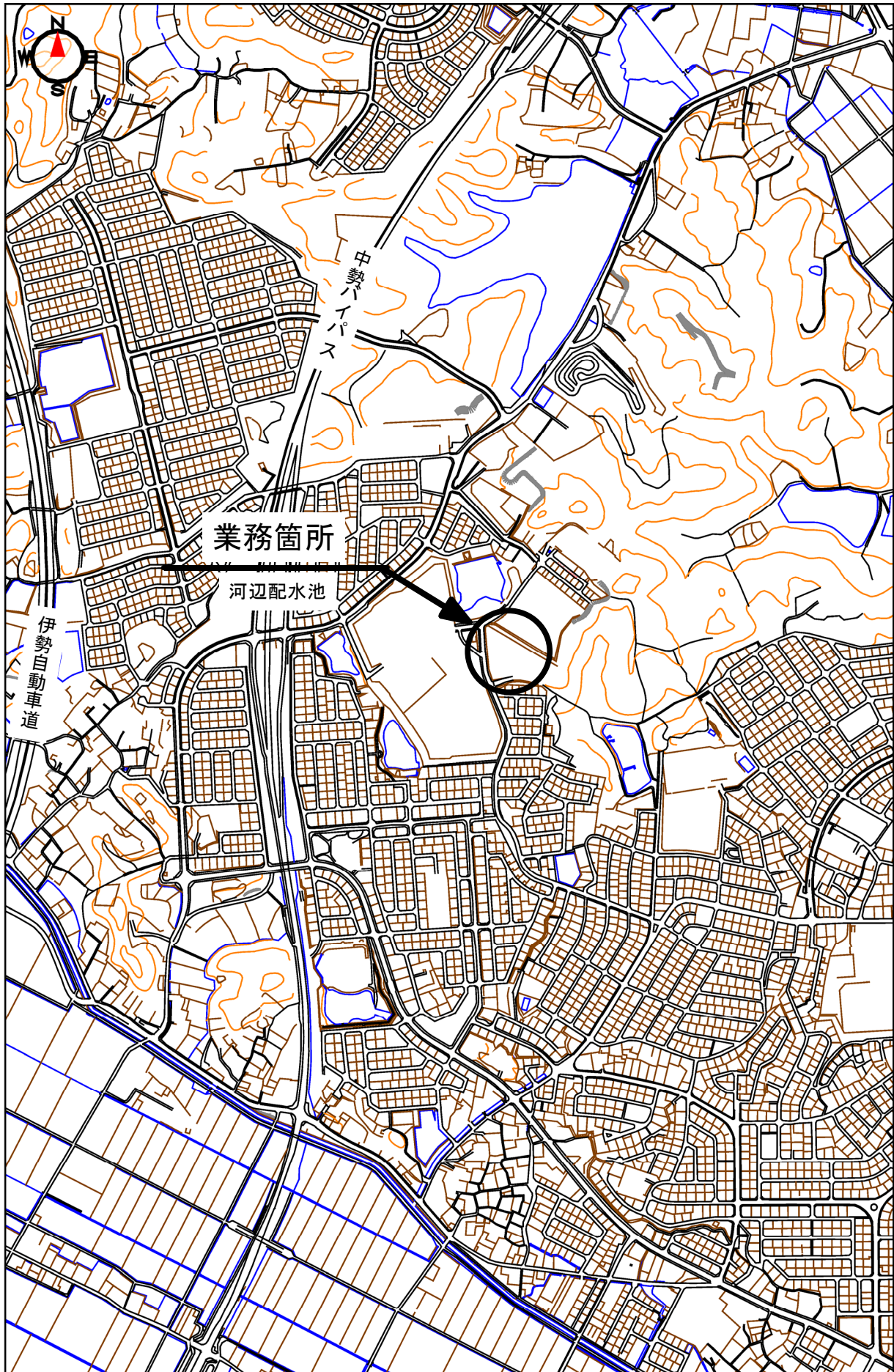
令和7年度水整水施第1-2号
垂水山配水池ほか3配水池耐震二次診断業務委託



0 400m
1:10,000

位置図

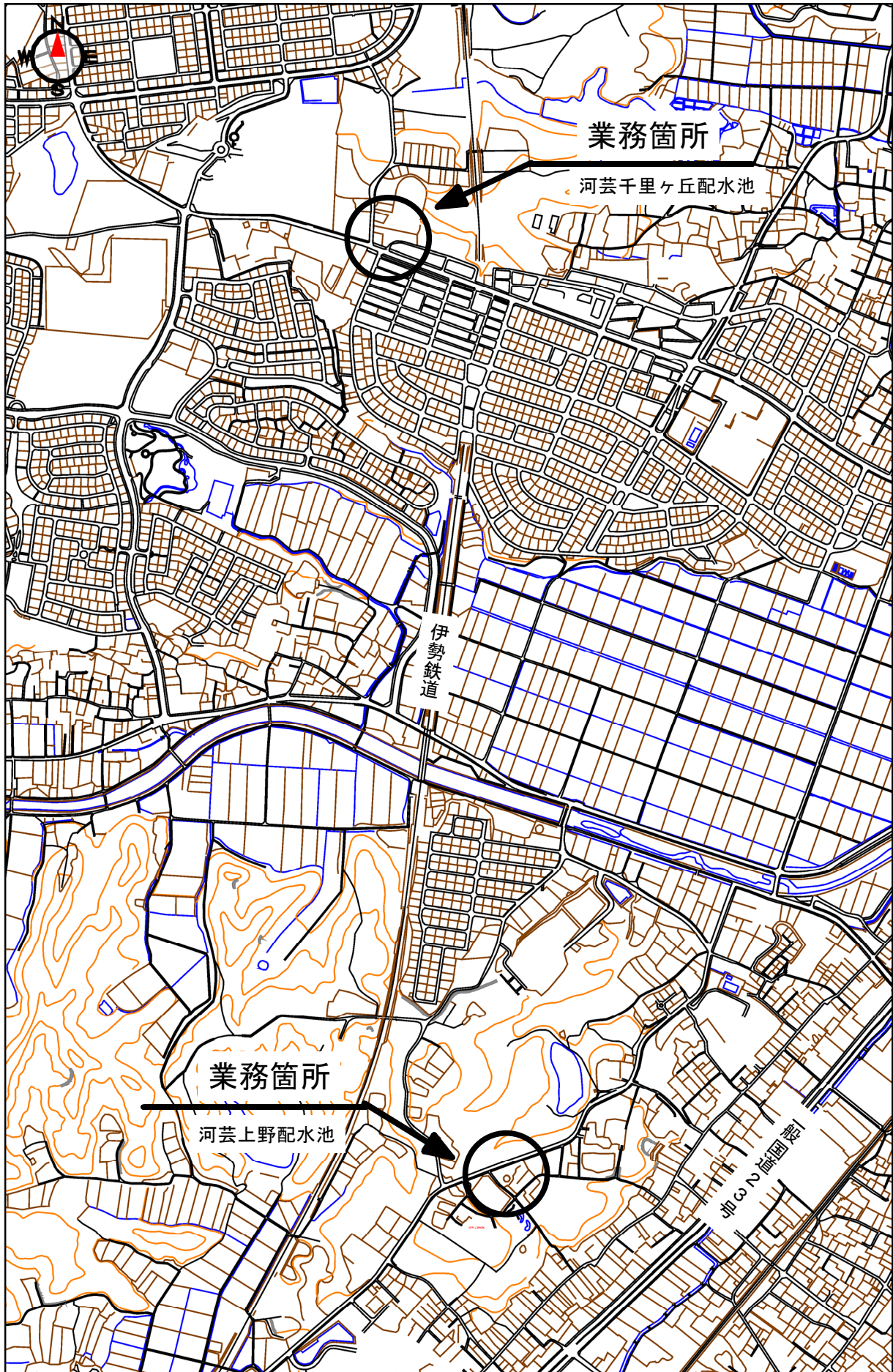
令和7年度水整水施第1-2号
垂水山配水池ほか3配水池耐震二次診断業務委託



0 400m
1:10,000

位置図

令和7年度水整水施第1-2号
垂水山配水池ほか3配水池耐震二次診断業務委託



0 400m
1:10,000

業務数量総括表

項目・工種・種別・細別	業務名	令和7年度水整水施第1-2号垂水山配水池ほか3配水池 耐震二次診断業務委託	規格	単位	当初		業 種	水道工事設計業務	
					前回数量	今回数量		項目	摘要
水道工事設計業務				式		1			
	設計業務			式		1			
	本業務費			式		1			
設計協議				式		1			
現地調査				式		1			
耐震二次診断		土木構造物		式		1			
直接経費				式		1			
直接経費				式		1			

業務数量総括表

項目・工種・種別・細別	業務名	令和7年度水整水施第1-2号垂水山配水池ほか3配水池 耐震二次診断業務委託	規格	単位	当初		業 種 項 目	土木設計業務 直接経費	摘要
					前回数量	今回数量			
電子成果品作成費				式		1			
電子成果品作成費（設計）				式		1			
直接原価				式		1			
その他原価				式		1			
業務原価				式		1			
一般管理費等				式		1			
設計業務価格				式		1			
消費税相当額				式		1			

業務数量総括表

項目・工種・種別・細別	業務名	令和7年度水整水施第1-2号垂水山配水池ほか3配水池 耐震二次診断業務委託	単位	規格	当初		今回数量	前回数量	今回数量	業 種 項 目	業務委託料	
											数量増減	業務費計 摘要
業務費計			式						1			

設計協議

業務の種類	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計(人)
第1回打合せ	—	1.0	1.0	—	—	—	2.0
中間打合せ	—	—	1.0	1.0	—	—	2.0
最終打合せ	—	1.0	1.0	—	—	—	2.0
合 計	0.0	2.0	3.0	1.0	0.0	0.0	6.0

工種数	1.00	中間打合せ回数	1.00
-----	------	---------	------

現地調査

業務の種類	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計(人)
現地調査	—	—	1.3	1.3	—	—	2.6
合 計	0.0	0.0	1.3	1.3	0.0	0.0	2.6

工種数	1.00	調査回数	1.00
-----	------	------	------

対象施設表(土木構造物)

人員計算総括

対象施設		構造	対象 水量	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
垂水山配水池	配水池	鋼製	82m ³	1.380	7.004	13.215	23.496	19.493	10.283
河辺配水池	配水池	PC造	4,000m ³	1.620	10.206	20.898	37.422	32.886	17.010
河芸上野配水池	配水池	PC造	1,018m ³	1.450	8.236	16.414	29.406	25.868	13.472
河芸千里ヶ丘配水池	配水池	PC造	1,100m ³	1.450	8.236	16.414	29.406	25.868	13.472
合 計				5.900	33.682	66.941	119.730	104.115	54.237

垂水山配水池

鋼製 82m3

配水池

業務の種類		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計(人)
既存資料調査	既存資料収集・整理	－	－	0.207	0.345	0.345	0.207	1.104
診断条件整理	地盤検討	－	－	0.207	0.345	0.276	0.207	1.035
	耐震基本方針及び設計地震動設定	－	－	0.207	0.345	0.276	0.207	1.035
耐震診断評価	解析モデル作成	－	0.897	1.794	3.588	2.691	1.346	10.316
	耐震診断	－	1.346	4.037	6.728	5.831	3.588	21.530
	耐震性能の照査	－	0.897	1.794	3.588	2.691	1.346	10.316
	総合評価	－	0.897	1.346	2.243	1.794	0.449	6.729
対策案の検討	補強対策検討	－	0.138	0.207	0.345	0.345	0.069	1.104
	劣化対策検討	－	－	0.207	0.276	0.276	0.069	0.828
	対策後の構造解析	－	0.897	2.243	4.037	3.588	2.243	13.008
	施工検討	－	0.138	0.207	0.345	0.276	0.069	1.035
	対策案の概算工事費作成	－	0.138	0.207	0.345	0.276	0.069	1.035
	補強図・補修図の作成	－	0.138	0.276	0.552	0.414	0.207	1.587
報告書作成		－	0.138	0.276	0.414	0.414	0.207	1.449
照 査		1.380	1.380	－	－	－	－	2.760
計		1.380	7.004	13.215	23.496	19.493	10.283	74.871

河辺配水池

PC造 4, 000m3

配水池

業務の種類		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計(人)
既存資料調査	既存資料収集・整理	－	－	0.486	0.810	0.810	0.486	2.6
診断条件整理	地盤検討	－	－	0.486	0.810	0.648	0.486	2.4
	耐震基本方針及び設計地震動設定	－	－	0.486	0.810	0.648	0.486	2.4
耐震診断評価	解析モデル作成	－	1.296	2.592	5.184	4.536	1.944	15.6
	耐震診断	－	1.944	5.832	9.720	8.424	5.184	31.1
	耐震性能の照査	－	1.296	2.592	5.184	4.536	1.944	15.6
	総合評価	－	1.296	1.944	3.240	2.592	0.648	9.7
対策案の検討	補強対策検討	－	0.324	0.486	0.972	0.810	0.486	3.1
	劣化対策検討	－	－	0.486	0.648	0.648	0.162	1.9
	対策後の構造解析	－	1.296	3.240	5.832	5.832	3.240	19.4
	施工検討	－	0.324	0.486	0.810	0.648	0.486	2.8
	対策案の概算工事費作成	－	0.162	0.486	0.810	0.648	0.486	2.6
	補強図・補修図の作成	－	0.324	0.648	1.296	1.134	0.486	3.9
報告書作成		－	0.324	0.648	1.296	0.972	0.486	3.7
照 査		1.620	1.620	－	－	－	－	3.2
計		1.620	10.206	20.898	37.422	32.886	17.010	120.042

河芸上野配水池

PC造 1, 018m3

配水池

業務の種類		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計(人)
既存資料調査	既存資料収集・整理	－	－	0.348	0.580	0.580	0.348	1.9
診断条件整理	地盤検討	－	－	0.348	0.580	0.464	0.348	1.7
	耐震基本方針及び設計地震動設定	－	－	0.348	0.580	0.464	0.348	1.7
耐震診断評価	解析モデル作成	－	1.044	2.088	4.176	3.654	1.566	12.5
	耐震診断	－	1.566	4.698	7.830	6.786	4.176	25.1
	耐震性能の照査	－	1.044	2.088	4.176	3.654	1.566	12.5
	総合評価	－	1.044	1.566	2.610	2.088	0.522	7.8
対策案の検討	補強対策検討	－	0.232	0.348	0.696	0.580	0.480	2.3
	劣化対策検討	－	－	0.348	0.464	0.464	0.116	1.4
	対策後の構造解析	－	1.044	2.610	4.698	4.698	2.610	15.7
	施工検討	－	0.232	0.348	0.580	0.464	0.348	2.0
	対策案の概算工事費作成	－	0.116	0.348	0.580	0.464	0.348	1.9
	補強図・補修図の作成	－	0.232	0.464	0.928	0.812	0.348	2.8
報告書作成		－	0.232	0.464	0.928	0.696	0.348	2.7
照 査		1.450	1.450	－	－	－	－	2.9
計		1.450	8.236	16.414	29.406	25.868	13.472	94.846

河芸千里ヶ丘配水池

PC造 1, 100m3

配水池

業務の種類		技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員	計(人)
既存資料調査	既存資料収集・整理	－	－	0.348	0.580	0.580	0.348	1.9
診断条件整理	地盤検討	－	－	0.348	0.580	0.464	0.348	1.7
	耐震基本方針及び設計地震動設定	－	－	0.348	0.580	0.464	0.348	1.7
耐震診断評価	解析モデル作成	－	1.044	2.088	4.176	3.654	1.566	12.53
	耐震診断	－	1.566	4.698	7.830	6.786	4.176	25.06
	耐震性能の照査	－	1.044	2.088	4.176	3.654	1.566	12.53
	総合評価	－	1.044	1.566	2.610	2.088	0.522	7.83
対策案の検討	補強対策検討	－	0.232	0.348	0.696	0.580	0.480	2.3
	劣化対策検討	－	－	0.348	0.464	0.464	0.116	1.4
	対策後の構造解析	－	1.044	2.610	4.698	4.698	2.610	15.7
	施工検討	－	0.232	0.348	0.580	0.464	0.348	2.0
	対策案の概算工事費作成	－	0.116	0.348	0.580	0.464	0.348	1.9
	補強図・補修図の作成	－	0.232	0.464	0.928	0.812	0.348	2.8
報告書作成		－	0.232	0.464	0.928	0.696	0.348	2.7
照 査		1.450	1.450	－	－	－	－	2.9
計		1.450	8.236	16.414	29.406	25.868	13.472	94.846

特 記 仕 様 書

1 業務の目的

本業務は、津市上下水道事業における重要施設として位置付けられている水道施設について詳細な耐震診断（二次）を実施し、この診断の結果によって耐震性能を向上させる必要があると判定された場合は耐震化補強案の検討や施工方法の検討を行い、この概算事業費の算出により耐震化の年次計画策定の資料とするものである。主な業務の内容は、次に示すとおりとする。

2 調査対象施設

本耐震二次診断業務を行う対象施設は、垂水山配水池ほか3配水池の主要な土木構造物を対象とし、主な内訳は次（対象施設名称）に示す通りである

	配水池構造	規模
垂水山配水池	鋼製	8 2 m ³ /池×1 池
河辺配水池 1、2 号	P C 造	4, 0 0 0 m ³ /池×2 池
河芸上野配水池	P C 造	1, 0 1 8 m ³ /池×1 池
河芸千里ヶ丘配水池	P C 造	1, 1 0 0 m ³ /池×1 池

3 調査業務の内容

本耐震二次診断業務は、前述の主要対象施設について行うものであり、この業務内容は次に示す通りである。

3-1 設計協議

本業務を円滑に進めるため、極力手戻りがない様に、次の各段階で必要な事項について協議を行うものとする。

なお、その他に必要が生じた際も、随時協議を行うものとする。

初回打合せ：仕様書内容の確認、借用資料等の確認

中間打合せ：業務作業中に発生する諸条件に関する確認

最終打合せ：業務作業完了時における総括説明、成果品納入、検収立会い

3-2 現地調査

調査対象施設（構造物、付帯設備、付属配管等）及び近接関連施設（構造物、場内地下埋設物、場内地上架空物、場内設備等）等の現地状況について確認調査する。

3-3 既存資料調査

(1) 既存資料収集・整理

本業務対象施設について、竣工図書又は実施設計図書の構造図、配筋図、構造計算他及び地質調査報告書等の既存資料の収集を行い、この耐震二次診断業務に必要な資料を抽出して整理する。

この竣工図書、実施設計図書及び地質調査報告書等の既存資料は、発注者より貸与する。

3-4 診断条件整理

(1) 地盤検討

前述の地質調査関連資料及び地質調査結果に基づき、耐震診断に当って、基礎地盤（土質定数、液状化の可能性等）を検討する。

(2) 耐震基本方針及び設計地震動設定

整理した諸条件を基に監督員と協議のうえ耐震基本方針及び設計地震動等の設定を行う。

3-5 耐震診断評価

耐震診断評価について、解析モデル作成、耐震診断、耐震性能の照査、総合評価を行うものであり、この内容は次に示す通りである。

(1) 解析モデル作成

解析モデルについて、既存資料、診断条件整理及び現地調査に基づき、耐震計算のフレーム作成を行う。

- ・耐震計算基本図：構造図
- ・耐震計算基本諸元：基礎形式、本体コンクリート仕様、配筋仕様

(2) 耐震診断

① 計算の方針

耐震二次診断（耐震計算）を実施し、応力等の照査を行うことにより施設の耐震性の評価を行う。地震時耐震性を有していない結果となった施設は、対策案の検討において補強対策方法、施工方法、概算工事費、補強図面等を検討する。

なお、耐震計算は、前述（１）による耐震計算フレームに基づくものであり、耐震計算を行う際の基本方針は以下の通りである。

水道施設は、設計地震動のレベル及び施設の重要度に応じて、地震時にそれぞれの水道施設が保持すべき耐震性能を確保できるように設計する。耐震設計に当たっては水道施設の構造特性、周辺の地盤特性等を考慮し、それらに適合した耐震設計法を用いる。

本耐震計算は、「水道施設耐震工法指針・解説 2022 年版（公社）日本水道協会」より、表－１に示す耐震水準のうち「地震動レベル１及びレベル２－ランクＡ１」により行うことを基本とする。

表－１ 重要度の区分別の要求性能に対する照査に用いる設計地震動と限界状態

重要度の区分	要求性能	設計地震動		限界状態		
		レベル 1 地震動	レベル 2 地震動	限界状態 1	限界状態 2	限界状態 3
ランク A1 の水道施設	使用性	○	－	○	－	－
	復旧性	－	○	－	○	－
	安全性	－	○	－	－	○
	危機耐性	危機耐性については「3.1.8 危機耐性」により考慮する				
ランク A2 の水道施設	使用性	○	－	○	－	－
	復旧性	－	－	－	－	－
	安全性	－	○	－	－	○
	危機耐性	危機耐性については「3.1.8 危機耐性」により考慮する				
ランク B の水道施設	使用性	－	－	－	－	－
	復旧性	○	－	－	○	－
	安全性	○	－	－	－	○
	危機耐性	危機耐性については「3.1.8 危機耐性」により考慮する				

- ・ランク A1 の施設では、レベル 2 地震動に対する復旧性の保持により、安全性が確保される。
- ・ランク A2 の施設では、復旧性に対する要求性能の確保を求めない。
- ・ランク B の施設では、使用性に対する要求性能の確保を求めない。
- ・ランク B の施設では、レベル 1 地震動に対して復旧性に対する要求性能の確保を基本とする。復旧性の保持により、安全性が確保される。
- ・ランク B の施設のうち、構造的な損傷はあるが断面補修等によって機能回復が図れる施設は、レベル 1 地震動に対して安全性に対する要求性能のみを確保する。

② 解析の手法

耐震計算法は、３次元動的非線形解析を基本とする。ただし、対象構造物の形式・設置状況から解析手法を再度検証し、上記耐震計算法により難しいと判断される場合、発注者と協議のうえ構造計算方法を変更する。

③ 地震動の設定

計算に用いる地震動は、「水道施設耐震工法指針・解説 2022 年版（公社）日本水道協会」に示された方法から適切なものを選定し、計算に使用する。

(3) 耐震性能の照査

前述(2)の耐震診断結果に基づき、本業務対象施設について各部材に対する耐震性能の照査を行う。

(4) 総合評価

前述までの各種検討結果に基づき、本業務対象施設について総合的に耐震性を評価し、耐震補強の必要な対象施設及び部材等を抽出する。

3-6 対策案の検討

耐震補強対策案について、補強対策検討、劣化対策検討、対策後の構造解析、施工検討、対策案の概算工事費作成、補強図・補修図の作成等を行うものであり、この内容は次に示す通りである。

(1) 補強対策検討

前述までの検討結果及び現地耐震調査の結果を踏まえ、耐震補強対策の必要施設に対する対象部材の耐震補強方法について検討する。

(2) 劣化対策検討

前述までの検討結果及び既存資料、現地調査の結果を踏まえ、この劣化補修対策の必要施設に対するひび割れ、鉄筋露出、コンクリート剥離等の劣化部補修方法について検討する。

(3) 対策後の構造解析

前述までの検討結果を踏まえ、耐震補強対策における必要部材の構造解析を行い、耐震補強対象施設に対する耐震性能を再度確認する。

(4) 施工検討

前述までの検討結果を踏まえ、最適な耐震補強対策及び劣化補修対策に対する施工方法を検討する。

(5) 対策案の概算工事費作成

前述までの検討結果を踏まえ、最適な耐震補強対策及び劣化補修対策に対する概算工事費を算定する。また対策費用の比較資料として、必要に応じて既設配水池の取壊し費用及び新設の概算工事費を算定する。

(6) 補強図・補修図の作成

耐震計算のフレーム作成に基づき現況構造図について基本図面作成を行うとともに、前述までの検討結果を踏まえ、最適な耐震補強対策及び劣化補修対策に対する補強図・補修図を作成する。

3-7 報告書作成

検討結果を踏まえ、耐震二次診断業務の報告書を取りまとめ作成する。

3-8 照査

耐震二次診断報告書等の内容について総合的に発注者の審査を受けて承諾を得た後に、所定の部数を納品する。

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.1

明示項目	明示事項（条件及び内容）
ア 適用図書	☒ 設計業務等委託契約書 ☒ 設計業務等共通仕様書（三重県）【令和3年11月制定】 部分改定を行った内容も含む（最新改定令和6年11月） ☒ 三重県公共工事共通仕様書（三重県）【令和6年7月制定】 部分改定を行った内容も含む（最新改定 年 月） ☐ その他（ ）
イ 業務計画等	☒ 契約締結後 14 日以内に業務計画書（工程表）を監督員に提出する。 ☒ 業務完了の10日前までに数量報告書（工種、設計数量、実施数量等を記載）を監督員に提出する。 ☒ 業務日報は、監督員が提出を要求したときすみやかに提出する。 ☐ その他（ ）
ウ 成果の提出	☒ 電子記憶媒体で提出すること。ただし、その仕様等については三重県CALS電子納品運用マニュアル【令和6年7月改訂】によるものとする。 ☒ 本業務における成果物の提出部数は、（ ☒ 3部 ☐ （ ）部）とする。 ☐ 指示する期日までに提出する成果物あり。（ ） ☒ 検査用として成果物の印刷物（A4版簡易ファイル、年度・委託名・完成年月・受発注者名を明示、図面は袋とじ）を1部提出する。 ☐ その他（ ）
エ 工程関係	☐ 別途業務との工程調整の必要あり （別途業務名： ） ☐ 関係機関との協議の必要あり（別途資料作成必要あり） ☐ その他（ ）
オ 管理技術者の要件	管理技術者は、（ ☐ 下記の者 ☒ 下記のいずれかの者）とする。 ☒ 技術士 （ ☒ 上下水道部門・上水道及び工業用水道 ☐ 部門、 ☐ 部門・科目を問わない） ☒ 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） ☒ R C C Mの資格保持者 （ ☒ 上水道及び工業用水道 ☐ 部門を問わない） ☐ 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者
管理技術者の のその他要件	☒ 配置予定技術者届出書に記載した技術者を契約時に配置しなければならない。 ☐ その他（ ）
カ 照査技術者	☒ 概略・予備・詳細設計等については、照査技術者を定めなければならない。 ☐ 次の業務には、照査技術者を定めなければならない。 （ ）

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
令和6年11月

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.2

明示項目	明示事項（条件及び内容）
カ 照査技術者の要件 照査の実施	照査技術者は、（ ☐ 下記の者 ☒ 下記のいずれかの者）とする。 ☒ 技術士 （ ☒ 上下水道部門・上水道及び工業用水道 ☐ 部門、 ☐ 部門・科目を問わない） ☒ 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者（技術管理者） ☒ R C C Mの資格保持者 （ ☒ 上水道及び工業用水道 ☐ 部門を問わない） ☐ 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者 ☐ その他（ ） ☒ 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 ☐ 詳細設計照査要領（国土交通省大臣官房技術調査課監修（令和4年3月版）） ☐ その他（ ）
キ 打合せ等	☒ 本業務における打合せ等の実施は次のとおりとする。 ☒ 業務着手時 ☒ 中間打合せ （ 1 ）回 ☒ 成果品納入時 ☐ 関係機関打合せ協議 （ ）機関 ☒ 業務着手時及び成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。 ☒ 中間打合せについては、管理技術者が出席するものとする。 ☒ 照査技術者については（ ☒ 業務着手時 ☐ 中間打合せ ☐ 成果物納入時（成果物案の打合せ時を含む） ）の打合せに出席するものとする。
ク 資料の貸与	☒ 発注者の貸与する資料は、次のとおりとする。 （各施設の静的解析による耐震二次診断業務委託及び地質調査業務委託の報告書） ☒ 貸与する資料の借用、返納においては、書面を提出すること。
ケ 業務条件	☐ 業務条件は下記のとおりとする。 ☒ 設計変更を行う際には、津市設計業務委託等変更ガイドライン（令和6年6月）を参考とする。（津市HP「調達契約課からのお知らせ(工事・コンサル)」を参照） ☒ 設計業務等の業務環境改善に向けた取組み（ウィークリー・スタンス）の対象業務とする。（津市HP「津市設計業務等変更ガイドライン」を参照） ☒ 電子メールを活用した情報共有を行う場合は予め打合簿にて監督員に報告を行うこと。実施方法については、津市電子メールを活用した情報共有に関する実施要領に基づき、監督員の指示によるものとする。

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津 市
令和6年11月

特記仕様書（設計業務条件一覧表）

No.3

明示項目	明示事項（条件及び内容）
コ その他	☒ 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。 ☒ 設計に採用する材料等について、「三重県リサイクル製品利用推進条例」に基づく認定リサイクル製品に該当する材料等がある場合は、採用を検討すること。 検討した結果、該当する材料等については、監督員と協議のうえ、成果物（設計図面、数量計算書等）の使用材料を表示する欄に「認定リサイクル製品」と記載すること。 ☐ その他

（注）

1. 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し、適切な措置を講ずるものとする。
3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
暴力団等の不当介入の排除等	本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成27年津市訓第76号)において使用する用語の例による。 1 受注者等の義務 (1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。)は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。 なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。 2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると認められるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)に基づく指名停止措置を講じるものとする。 また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。 3 契約等の解除 上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。
配慮依頼事項	本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。 なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。 1 下請契約又は再委託(一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。)が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。
津市公契約条例	本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例(津市条例第22号)(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。 1 受注者等の責務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。 2 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあっては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
労働環境の確保に係る誓約事項	津市公契約条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。 また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令(次項において単に「関係法令」という。)を遵守すること。 2 関係法令に違反し、関係機関から是正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)へ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。 8 労働報酬下限額の運用について (1) 受注者は、運用対象契約(以下「対象契約」という。)の受注関係者(下請業者等)及び労働者(以下「対象労働者」という。)に、当該運用について周知を徹底するとともに、労働状況台帳を津市へ提出することについて、同意を得ること。 (2) 対象契約について、受注関係者から労働環境の確保に係る誓約書を提出させること。 (3) 対象労働者には労働報酬下限額以上の賃金を支払うこと。 (4) 津市が指定する期日までに対象契約に係る労働状況台帳を提出すること。 (5) 受注者は、受注関係者の労働環境の確保に係る誓約書、労働状況台帳及び個人事業主名簿を取りまとめ、津市が指定する期日までに提出すること。 (6) (1)から(5)に掲げるもののほか、その他労働報酬下限額の運用に関して行う事務は、津市公契約条例労働報酬下限額運用マニュアルに基づき、適切に履行すること。 (7) 労働報酬下限額の運用に関する津市からの案内、通知及び指導には、誠実に対応すること。

令和7年度津市労働報酬下限額

労働報酬下限額	1, 1 3 7 円
---------	------------

ただし、契約期間中に三重県の最低賃金額が労働報酬下限額を超えた場合は、三重県の最低賃金を労働報酬下限額とする。

前金支払いに関する事項

請負代金の額が130万以上の契約において、受注者が公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、市が必要と認めたときは、契約額の10分の3以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。